

写

令和7年10月7日

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和7年8月26日付け宮労発基 0826 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正すること。

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後３月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３）清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１０１円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和７年１２月１５日